

# 国際税務レポート

2021 Spring



# 目次

1. 国内税務情報（国際関係）	3
2. 海外税務情報	7

※2021年3月現在の情報を掲載しております。



# 1. 国際税務情報（国際関係）

# 1. 国際税務情報（国際関係）

No.	情報発表日	区分	リソース	項目	概要・解説	参照URL
1	2021/1		国税庁HP	国外財産調書	令和元年分の国外財産調書の提出状況について	<a href="https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0021001-018.pdf">https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0021001-018.pdf</a>
2	2021/2	租税条約	国税庁HP	情報交換	租税条約等に基づく情報交換実績の概要	<a href="https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0021001-087.pdf">https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0021001-087.pdf</a>
3	2021/2	移転価格	国税庁HP	移転価格	OECDによる「新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大に関する移転価格執行ガイダンス」の仮訳の掲載について	<a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/oced/kansensho/pdf/0021002-079.pdf">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/oced/kansensho/pdf/0021002-079.pdf</a>
4	2021/3	情報交換	日本公認会計士協会HP	情報交換	租税調査会研究報告第37号「租税に関する国際的情報交換制度 ～その全体像と動向」	<a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210331dfe.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210331dfe.html</a>
5	2021/3	仲裁	国税庁HP	仲裁	アメリカ合衆国の税務当局との仲裁手続に係る実施取決めについて	<a href="https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sogokyogi/annai/202102/01.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sogokyogi/annai/202102/01.htm</a>
6		海外投資	貿易・投資円滑化ビジネス協議会HP	海外投資	2020年版各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望	<a href="http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html">http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html</a>

# 1. 国際税務情報（国際関係）

No.	情報発表日	区分	リソース	項目	概要・解説	参照URL
7	2021/1/14	租税条約	財務省HP	租税条約	ペルーとの租税条約が発効	<a href="https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210114Per.html">https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210114Per.html</a>
8	2021/1/29	租税条約	財務省HP	租税条約	スイスとの租税条約を改正する議定書について実質合意	<a href="https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210208Swi.html">https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210208Swi.html</a>
9	2021/2/15	租税条約	財務省HP	租税条約	スペインとの新租税条約が発効	<a href="https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210215Spa.html">https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210215Spa.html</a>
10	2021/3/19	租税条約	財務省HP	租税条約	ウクライナとの租税条約の締結交渉	<a href="https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210319Ukr.html">https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210319Ukr.html</a>
11	2020/4/2	租税条約	財務省HP	租税条約	BEPS防止措置実施条約が適用される租税条約が増加 (ハンガリー、マレーシア、ドイツ、パキスタン)	<a href="https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210402mli.html">https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210402mli.html</a>

# 1. 国際税務情報（国際関係） 国別報告書(CbCR)の自動交換状況（国税庁HP）

## CbCRの活用方法

CbCRの自動的情報交換は、OECDのBEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクトの勧告（行動13「多国籍企業情報の文書化」）に基づくものです。受領したCbCRは、移転価格リスク評価その他のBEPSに関連するリスク評価及び統計に使用することとしています。

令和元事務年度におけるCbCRの受領・提供の状況は次のとおりです。

	受領	提供
国・地域数	44	52
最終親会社数	1,751	844



## 2. 海外税務情報

## 2. 海外税務情報

### 南北アメリカ



ブラジル

ブラジル、コロナウイルスによる税債務の支払条件を定めた条例を公布

2月11日付のブラジル官報で、コロナウイルスのパンデミックにより2020年3月から12月までに支払うべき税金の支払い条件を定めた条例第1696号が公布された。

この条例には以下の措置が含まれる。

1. 1億5千万ブラジルレアル（270万米ドル）までの連邦税債務について、法人および個人の納税者に特別な猶予の提供
2. 納税者は未払いの税金債務の4%を12回の月賦で支払うことができ、残額は適格法人の場合には最大72回の月賦、個人、企業家、零細企業、教育機関の場合には最大133回の月賦で支払うことができること
3. 社会保障債務については、憲法上の制限から月賦回数を60回に制限すること



アメリカ

米国内国歳入庁のリリース

財務省と内国歳入庁は、2020年課税年度の個人の連邦所得税申告期限を2021年4月15日から2021年5月17日に自動延長することを発表した。国税庁は近日中に正式なガイダンスを提供する予定となっている。

また、個人納税者は、2021年4月15日に納税期限を迎える2020年課税年度の連邦所得税の納付を、納付額にかかわらず、罰則や利息なしで2021年5月17日に延期することが可能となる。この延期は、自営業税を支払っている個人を含む個人納税者に適用される。2021年5月17日時点で残っている未払い残高に対しては、ペナルティ、利息、追徴課税が発生する。個人納税者は、5月17日までに納付した税金については、自動的に利息やペナルティを回避することができる。



アルゼンチン

アルゼンチン、コロナウイルスに起因する特別納税制度の期限をさらに延長する決議を公布

1月28日付のアルゼンチン官報には、コロナウイルスの大流行に伴う特別納税制度の期限をさらに延長する一般決議第4917/2021号が掲載された。決議は同日に発効され、納期限は、1月31日から3月31日に延長される。税務上課される義務について当該制度の対象とされ、経過措置は、2019年8月20日から2021年3月31日まで適用されることとなる。

## 2. 海外税務情報

### 南北アメリカ



#### メキシコ

##### 2021年度税制改正

2020年12月8日に発表された所得税法LISR、付加価値税法LIVA及び連邦租税法CFFの改正法が2021年1月1日から施行された。新税の創設や現地日系企業に影響を与えるような大きな改正項目は特に無く、腐敗と無処罰への規制強化、管理業務の簡素化、デジタル化推進、租税管理権限の行使、税収の効率化、租税回避行為防止、が改正の焦点となっている。

##### 1. 所得税法LISRの改正

1) 科学・技術的研究を専門とする社団・財団法人又は合名会社等の一定の特定活動に従事する法人は、2021年以降も所得税（以下、ISR）が免除される非営利法人制度を継続する為には、控除対象寄附金の受取に関する認定を受ける必要がある。なお2021年7月1日までにこれを取得しない場合、ISRが課

税されることとなる。

##### 2) 寄附金認定の取消事由

寄附金受領に際して電子インボイス（以下、CFDI）を発行しない、或いは寄附金控除に係るCFDIを寄附以外の取引に対し発行した場合等一定の場合には、控除対象寄附金認定の取消事由に該当することとなる。

##### 3) デジタルプラットフォームでの源泉徴収

個人事業主がデジタルプラットフォームを介して物品の譲渡や役務提供を行い、デジタルプラットフォーム提供法人が個人事業主へ支払いをする際に、その月収に応じて累進税率で源泉徴収をする事になっていたが、この税率が取引種毎に同一の税率に改正となった。

##### 4) 個人所得税の累進税率表の更新

個人所得税計算の為の累進課税率

表の直近の更新は2018年に行われたが、その時点から累計10%以上のインフレ上昇があり、2021年度から更新された。

##### 2. 付加価値税法LIVAの改正

##### 1) 中古品を扱うデジタルプラットフォーム提供者への課税

2020年度税制改正において、デジタルサービスを行う仲介業者で中古品売上のプラットフォームを提供する場合には課税対象外サービスとされていたが、今改正において課税対象サービスに含まれることとなった。

2) デジタルサービスを提供する恒久的施設（以下、PE）をメキシコに持たない非居住者・外国人の義務  
2020年度税制改正において、メキシコ国外に居住または所在する非居住者や外国法人でデジタルサービスをメキシコ居住者やメキシコ法人に提供している場合には、その取引は国内取引となり、連邦納税者番号（以下、

RFC）の取得、四半期毎の情報申告、月次確定申告が義務付けられていた。しかし、メキシコ国内でのデジタルサービス促進の為、仲介業者のデジタルプラットフォームを通じてサービス提供し、付加価値税（以下、IVA）が100%源泉徴収されている限りにおいては、これらの義務は免除となった。仲介業者には前述の100%IVA源泉徴収を義務付けている。

##### 3) 義務不履行の場合のデジタルサービスの停止

デジタルサービスを行うメキシコ国内にPEの無い非居住者や外国法人に対して、税務義務不履行（RFC未登録、法定代理人不在、CFDI未発行や未送付等）がある場合には、インターネット通信事業者を通じてメキシコでのデジタルサービスへのアクセスをブロックするという制御メカニズムが規定された。SAT(税務当局)はホー

## 2. 海外税務情報

### 南北アメリカ



#### メキシコ

ムページや官報（以下、DOF）で一時的にブロックしたデジタルサービス業者名を公表し、対象者に対してSATが決定を通知し、これを自主的に更正する手続きについても規定している。

#### 3. 連邦租税法CFFの改正

##### 1) 電子印章のキャンセルと一時的な制限

税務義務不履行などの理由によりCFDIの発行に使用する電子印章（以下、CSD）が一時的に使用できなくなった場合で、納税者が40営業日以内に原因となった事由を是正しない時には、CSDは無効化される。一方で、納税者の是正依頼により税務当局がこれを解決する期間が3営業日から10営業日へと延長された。

##### 2) 還付手続

納税者が登録している税務上の住所において実在性が確認できない場合には、還付申請却下の要因となる。また、還付申請手続においてSATが

正式な税務調査を実施する権限を行使した場合に調査終了からSATの決定までの期間が10営業日から20営業日に延長されたが、新規定の発効時点で本手続中の事案については移行措置により10営業日の適用となる。

##### 3) RFC登録

SATシステム上や他の政府省庁・第三者からの情報により、直近3事業年度に事業活動が無いと認められた納税者については、SATはその税務義務を一時停止又は削減する事が出来る。更に、清算・事業廃止・合併等によりRFCキャンセルの届出を行う納税者は、既にある規定に加えて税務調査等の対象になっておらず、未納がないこと等の一定の要件を満たす必要がある。

4) 半永久保存書類の追加  
会計帳簿やその関連書類の保存期間は、それに係る申告書の提出後5

年間が原則となる。会社設立証書・資本増減の議事録・合併や分割の証書・配当や利益配分につき会社が発行又は受領した証書については、会社が存続する限り半永久的に保存の対象だが、今回の改正では“各国と締結している租税条約に規定する相互協議の手続を実施する為に必要な情報や書類”等の各項目がその対象に追加された。

5) 移転価格税制に関する罰金  
移転価格税制の義務不履行による罰金を50%免除する制度は廃止となった。

6) 密輸犯罪の推定  
一時輸入商品にも関わらず、国外への再輸出や移転をしない、一時輸入から確定輸入へのステータス変更をしない場合には密輸犯罪とみなされることとなった。

7) デジタルサービスに関する義務不履行の罰則

上述IVA改正の3項に関連して、デジタルサービスを行うPEの無い非居住者や外国法人の税務義務不履行により、SATがアクセスブロックを要請する場合において、最大5日以内にブロックに応じないインターネット通信事業者に対しては、50万ペソから100万ペソの罰金規定が設けられた。罰金はブロック要請に応じるまで毎月発生し続けることとなる。

4. 2021年税務細則(RMF)により  
新設されたDESに関する認証  
2021年RMFではDES実行の際にメキシコ公認会計士作成による認証書面の取得義務が新設された。現時点では作成と保管のみで、SATから要請されない限り提出義務はない。認証書面には債務に関する契約書等の一定の情報が記載されている必要がある。

## 2. 海外税務情報

### アジア



シンガポール

#### GSTの引上げ検討

財務大臣であるHeng Swee Keatは、シンガポール政府は2022年から2025年の間にGST税率の引き上げを検討していることに言及した。同財務大臣は、年次予算演説の中で、今後の経済状況により遅かれ早かれ引き上げられることになるだろうと語った。公的補助の対象の教育や医療関連費用に関するGSTは、引き続き十分に軽減されるべきであるとも述べている。

なお、政府は、大部分のシンガポールの世帯に対するGST引上げによる影響を少なくとも5年間は遅らせるために60億シンガポールドルの保障政策を用意している。



タイ

#### Netflix、アップルに付加価値税の納付

タイ政府はNetflix、アップルなど電子サービス事業者やプラットフォーム運営者などのデジタルサービスを提供する外国の事業者に対して、付加価値税（VAT）を徴収する。対象は外国事業者の年間180万バーツを超える収入とされ、9月1日以降に得た収入より適用される

デジタルサービスの定義は、インターネットを介して配信される映画、ゲーム、ステッカー、仲介サービス、広告サービスなどとされている。



インド

#### 2021年度予算案 主要項目の改正

##### 1. のれん償却の廃止

のれんは、ブランド、市場優位性、顧客関係などの無形資産であり、償却可能なものである。また、企業買収の際の購入対価と当該企業の純資産との差額も該当する。

政府は、最高裁判所の判決を引用し、事業上ののれんに係る減価償却を行うことを認めないことを公表し、2021年度予算案において所得税法の改正を提案している。

##### 2. 税務監査

所得税法上、一定の売上高を超える特定の事業または職業を持つすべての者は、税務監査を受けることを義務付けている。

現在は、1,000万ルピー以上の法人与500万ルピー以上の個人が該当するが、デジタル取引を促進するため、税務監査の適用基準が5,000万ルピーに引き上げられた。ただし、この基

準は事業者による現金取引が一定水準の5%を超えないことが条件とされている。

## 2. 海外税務情報

### アジア



#### フィリピン

フィリピン官報 コロナウイルスワクチンの管理等に対する免税について定めた法律の創設  
3月3日付のフィリピン官報に、コロナウイルスワクチンを提供する民間企業に対する免税について定めた法律が掲載された。ワクチンの輸入、輸送、管理にかかる付加価値税、物品税、贈与税を免除する措置が盛り込まれている。この法律は3月3日に施行され、1月1日から緊急事態宣言が解除されるまで遡って適用される。



#### ベトナム

科学技術企業に対する法人税の減免  
2月11日、政府は科学技術企業に対する法人税の免除と減免を明らかにした通達、Circular No.03/2021/TT-BTCを公表した。この優遇措置は、年間収益の30%以上を科学技術関連事業から得ている企業に対して適用される。当該通達には下記の措置が明らかにされている。  
1. 4年間の所得税の免除  
2. 上記1.の後9年間について50%の所得税の減免  
なお、上記通達は3月1日に施行される。



#### 香港

香港 2021-22年予算演説で税制措置を公表  
香港政府は2月24日、2021-22年予算演説を通じて、税制措置を発表した。当該税制措置には以下の内容が盛り込まれている。  
1. 収益税、給与所得税、個人評価に基づく税金について、それぞれ最大1万香港ドル（1,289米ドル）の税額控除  
2. 株式譲渡にかかる印紙税を0.1%から0.13%に引き上げ  
3. 香港で運営されているプライベート・エクイティ・ファンドの成功報酬に対する優遇措置  
4. 2021-22年評価年度の事業者登録料の免除

## 2. 海外税務情報

### アジア



#### インドネシア

##### インドネシア財務省、コロナウイルス対策優遇税制の延長を定める法律を発行

インドネシア財務省は2月1日、コロナウイルスの感染拡大により導入された優遇税制の期限を2020年12月31日から2021年6月30日まで延長した。延長された優遇税制の内容は以下のとおりである。

1. 保稅地域内の特定産業に従事する納稅者の月々の所得稅を50%輕減
2. 年間所得が2億ルピア（14,260米ドル）以下の従業員に対する源泉稅を免除
3. 月次實現報告書の提出を条件に、中小零細企業に対する0.5%の總收入稅の免除
4. 保稅地域の特定の低リスク企業に対して、最大50億ルピア（356,509米ドル）の付加價値稅の還付を促進する。

同法には、納稅者の報告義務、提出方法および例示についても明記されている。同法の施行日は2月2日である。

## 2. 海外税務情報

### ヨーロッパ



#### イギリス

##### 法人税率の引き上げ

スナク財務相は、2023年に英国の一部の企業の法人税率を25%に引き上げると公表した。

年間予算声明の中で、スナク氏は、英国は「G7で依然として最低の法人税率を持ち、米国、カナダ、イタリア、日本、ドイツ、フランスよりも低く、この新しい税率は、経済が回復すると予想される時点のかなり後の2023年4月まで有効にならない」と述べている。現在の19%の税率を適用することにより5万ポンド以下の利益の中小企業を保護する。年間利益が5万ポンド以上25万ポンド未満の企業には、25%未満の軽減税率を適用する。年間利益が25万ポンドを超える企業のみが高税率の対象となり、英国全体でみると漸減が発生するため、全企業の10%のみが高い税率による法人税を全額支払うことになる。



#### ポーランド

##### 移転価格調整規則の明確化

ポーランド財務省は、移転価格調整規則を明確にした。明確化には以下が含まれる。

1. 独立企業原則に基づく移転価格調整
  2. 移転価格調整の条件
  3. 所得または損金算入の対象となる費用の調整
  4. 文書化および提出要件
- この規定は2019年1月1日から適用される。



#### オランダ

##### 配当金の源泉徴収法案

オランダ政府は、タックスハイブンへの配当金の源泉徴収を通じて税の乱用を抑制することを目的とした法案を下院に送った。

この法案は、法人税率が9%未満の国、またはEUの非協力的税管轄リストに含まれている国の居住者に支払われる配当に源泉徴収税を適用する。これは、オランダからの資金の流れを可能にすることで租税回避を促進するというオランダの評判を修復することを目的とした、近年の一連の措置の最新のものである。この法案は2024年から適用される。利息とロイヤリティに対する同様の条件付き源泉徴収税が今年初めに発効した。



#### ギリシャ

##### 利子控除制限規則の明確化

ギリシャ独立政府歳入庁は、通達No.E.2004を発行し、2019年1月1日に修正された利子控除制限規則の適用を明確にした。明確化された規則には次のものが含まれる。

1. 支払利息、超過借入費用、および控除限度額の概要
2. 利息、税金、減価償却、および償却前利益（EBITDA）に基づいて、グループ事業体を含む企業に控除限度額を適用する。
3. 評価年ごとにEBITDAの最大30%の利子控除限度
4. 超過利子控除の繰越ルール
5. 金融企業および自治団体に対する特別な除外

## 2. 海外税務情報

### ヨーロッパ



#### イタリア

##### 非居住者から委託された研究開発に係る税額控除の明確化

イタリア税務当局は、外国企業との契約に基づいて研究開発を委託された、居住者である受託研究開発業者の研究開発に係る税額控除について取扱いを明確にした。

あるイタリア企業は独自の研究開発部門を運営し、グループ契約に従って無形資産の共同所有者となったフランスの親会社に対して研究開発費を請求した。

その企業は、フランスの親会社から委託された研究開発に係る税額控除の適格性について説明を求めた。

税務当局は、イタリアの居住者である受託研究開発業者が支払うが、契約上は非居住者である委託者に請求される研究開発費は、居住者である企業が関連費用を負担しないため、研究開発に係る税額控除の対象範囲から除外することを明確にした。



#### ドイツ

##### コロナウイルスによる更なる減税措置の実施

ドイツ政府は、コロナウイルスのパンデミックによる更なる減税措置を実施する、コロナウイルスに係る税制援助法を公表した。この法律には、下記措置が含まれている。

1. 飲食店やケータリングサービスを対象とする7%の一時的なVATの税率を2022年12月31日まで延長する。
2. 2020年および2021年の税務上の欠損金の繰戻額を最大1,000万ユーロに引き上げ、共同申告では最大2,000万ユーロに引き上げる。

この法律は、2022年1月1日に発効される。



#### フランス

##### グループ会社の法人税規則に関する行政原則の更新

フランス財政総局は、グループ会社の法人税規則に関する行政原則を更新した。更新された行政原則は、下記事項を説明している。

1. 親会社がその会計年度に最低95%の株式を所有している各子会社の法人税に対して単独で納税義務を負うことができる。
2. 親会社は、各子会社の会計年度の初日に各子会社の株式を最低95%取得することにより、その子会社に対して上記のような納税義務を負うことができる。
3. この規則は、買収前に別のグループに属していなかった企業に適用される。



#### スペイン

金融取引税の支払い期限の再延期  
スペイン政府は、新たな金融取引税の納付期限を6月まで延期する予定だ。

- 延期後の初回の支払いは6月10日から6月20日までの間となる。
- 金融取引税は1月16日に効力が発生し、延期された支払い期日である6月に1月から5月分までの支払いを行う必要がある。
- 税務当局はその株式購入を行った場合に本税制が適用される50社以上の企業を公表した。

## 2. 海外税務情報

### ヨーロッパ



#### ベルギー

##### Covid-19による一時的な減免措置の導入

ベルギー代議院は、コロナウイルスのパンデミックによる一時的な減税措置を導入するための法案番号55K1851001の検討を承認した。この法案には、次の措置が含まれている。

1. 一時的な失業制度の下で、マスクと水性アルコールジェル VAT 率を6%の軽減税率の適用、一時的失業対策制度による源泉徴収税の15%軽減。
2. 1月1日から8月31日まで、売上が激減した中小企業（SME）の株式買収について最大100,000ユーロ（118,981米ドル）の税額控除を提供する。
3. 3月、4月、5月の未徴収家賃について、家主の税金を30%削減する。

4. 12月31日より、VATの予納および専門家報酬にかかる源泉徴収税の支払いを廃止する。
5. 未払租税債務にかかる金利を4月1日から6月30日まで引き下げる。
6. 企業が毎年为社会保険料の支払期限を6月30日から12月31日まで延長する。



#### ルーマニア

##### Covid-19による減免措置の延長

ルーマニアの財政省は、コロナウイルスのパンデミックによるさらなる減税措置の実施期限の延長を発表した。この発表には次のものが含まれる。

1. 4月1日以降、外食産業向けの特定の2021年の税金の支払いをさらに90日間延長する。
2. 予算義務の補正措置申請の提出期限を2021年6月30日から2022年1月31日までに期限
3. 2021年3月31日から2022年1月31日までの、その後の税務監査を伴うVAT還付受領期間の延長
4. 付随的義務の取消を要求するための2021年3月31日から2022年1月31日までの期限延長

5. 緊急宣言後に期限が到来した予算措置の支払簡素化の期間を3月31日から9月30日に延長する。

## 2. 海外税務情報

### ヨーロッパ



#### カザフスタン

##### Covid-19による中小企業に対する追加の減税措置

カザフスタンの首相は、コロナウイルスのパンデミックの影響を受けた中小企業（SME）に対する追加の減税措置を発表した。発表には以下が含まれる。

1. 4月1日から7月1日までのすべての税金の延払い
2. ローンの金利補助期間を7月1日まで延長する。
3. 4月12日までに企業に対する税制上の優遇措置が導入される。
4. 文書登録および商品の電子請求のためのパイロットプロジェクトの実施を7月1日から10月1日に延期する。



#### リトアニア

##### Covid-19の影響を受けた企業の減免措置を拡大

リトアニアの州税務調査官は、コロナウイルスのパンデミックの影響を受けた企業に対する税控除措置を延長した。この発表には、以下の措置が含まれている。

1. 無利子の納税延期期間を2021年4月30日まで延長する。
2. 2022年12月31日以降に行われる長期の税金ローンの分割払いで、1日あたり0.01%の利子を条件として、無利子の税金ローン契約（APS）を提供する。
3. 指定された条件に従って、最大1年間のAPS分割払いの延期を許可する。
4. 4月30日のAPS申請期限を設定する。
5. 支援措置の対象となる企業の新しいリストを提供する。

## 2. 海外税務情報

### 中東アフリカ



#### 南アフリカ共和国

##### 2021年度の予算案の公表

南アフリカ歳入庁は2月24日、2021年度の予算案を公表した。主な内容は以下の通りである。

1. 2022年4月1日以降に開始する期間の法人所得税の税率を27%へ引き下げる。また、法人の支払利息の損金算入を利益の30%までに制限する。
2. 3月1日から個人所得税の対象となる基準額の引き上げと税額の払い戻しの5%までの引き上げ
3. 医療費控除の増加
4. アルコール飲料とタバコの物品税の8%引き上げ
5. 炭素税の税率を5.2%引き上げ
6. 4月7日より1リットルあたりの燃料課税を0.27セント（0.02米ドル）引き上げ
7. 都市開発区域と実習生税の優遇措置を2年間延長

8. バイオベースのレジ袋への課税を50%引き下げ
9. 月ごとの失業保険基金（UIF）拠出金の上限を設定する。
10. 税務当局によるBEPSやその他の税犯罪への取り組みを強化する。



#### ナイジェリア

##### 2020年財政法の制定

ナイジェリア大統領は2020年12月31日、2020年財政法を実施する法律に署名した。主な内容は以下の通り。

1. 特定の資産売却に対するキャピタルゲイン税の創設
2. 自動情報交換に関する規則の改正
3. 保険事業税規則の改正
4. 投資会社の配当所得税規則の改正
5. 投資会社の収入に対する最低税率を0.5%とする。なお、2020年1月1日から2021年12月31日の間に提出される税務申告書に対しては0.25%とする。
6. 適格ガス事業者に税制優遇措置を設ける。
7. 外国法人に納税申告義務を課す。

8. 小規模企業に対する税制優遇措置
9. 適格低所得労働者の個人所得税の免除
10. 特定の製品に対する物品税の税率を改正
11. 課税対象となるサービスの提供に関するVAT規則の改正
12. テクノロジー、電子商取引、国境を越えた取引に印紙税を課す。



© 2021 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.

このレポートは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、太陽Grantソントンの正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、太陽Grantソントンは責任を負いません。今回のレポートの情報を利用する必要がある場合、太陽Grantソントンからご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。  
yoichi.ishizuka@jp.gt.com / mayuko.kimura@jp.gt.com